

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【公開番号】特開2012-7080(P2012-7080A)

【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2010-144355(P2010-144355)

【国際特許分類】

C 0 9 J 163/00 (2006.01)

C 0 9 J 11/00 (2006.01)

G 0 2 B 5/30 (2006.01)

【F I】

C 0 9 J 163/00

C 0 9 J 11/00

G 0 2 B 5/30

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月17日(2013.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多官能脂環式エポキシ化合物(A)と単官能グリシジルエポキシ化合物(B)とを含むカチオン重合性成分及び光重合開始剤を含有する光硬化性接着剤であって、

前記カチオン重合性成分100重量%中に、前記多官能脂環式エポキシ化合物(A)を50重量%以上含み、

前記カチオン重合性成分100重量部中に、前記単官能グリシジル化合物(B)由来のエポキシ基を0.01~0.2個含み、

実質的に有機溶剤を含有せず、粘度が10~150mPa・sである、ことを特徴とする光硬化性接着剤。

【請求項2】

単官能グリシジル化合物(B)が、水酸基を有しないことを特徴とする請求項1記載の光硬化性接着剤。

【請求項3】

カチオン重合性成分100重量%中に、多官能脂環式エポキシ化合物(A)を50~95重量%含むことを特徴とする請求項1又は2記載の光硬化性接着剤。

【請求項4】

カチオン重合性成分としてさらにオキセタン化合物(C)を含むことを特徴とする請求項1~3いずれか記載の光硬化性接着剤。

【請求項5】

カチオン重合性成分100重量%中に、オキセタン化合物(C)を1~40重量%含むことを特徴とする請求項4記載の光硬化性接着剤。

【請求項6】

ポリビニルアルコール系偏光子の両面が、光硬化性接着剤を硬化してなる接着層を介して保護フィルムでそれぞれ被覆されてなる偏光板であって、

前記光硬化性接着剤が、

多官能脂環式エポキシ化合物（A）と単官能グリシジル化合物（B）とを含むカチオン重合性成分及び光重合開始剤を含有する光硬化性接着剤であって、

前記カチオン重合性成分100重量%中に、前記多官能脂環式エポキシ化合物（A）を50重量%以上含み、

前記カチオン重合性成分100重量部中に、前記単官能グリシジル化合物（B）由来のエポキシ基を0.01～0.2個含み、

実質的に有機溶剤を含有せず、粘度が10～150mPa・sである、ことを特徴とする偏光板。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明者らは前記課題を解決すべく鋭意検討を重ねた結果、以下に示す活性エネルギー線硬化型接着性組成物により前記目標達成できることを見出し、本発明を完成するに至った。

すなわち、本発明は、ポリビニルアルコール系偏光子の両面が、光硬化性接着剤を硬化してなる接着層を介して保護フィルムでそれぞれ被覆されてなる偏光板であって、

前記光硬化性接着剤が、

多官能脂環式エポキシ化合物（A）と単官能グリシジル化合物（B）とを含むカチオン重合性成分及び光重合開始剤を含有する光硬化性接着剤であって、

前記カチオン重合性成分100重量%中に、前記多官能脂環式エポキシ化合物（A）を50重量%以上含み、

前記カチオン重合性成分100重量部中に、前記単官能グリシジル化合物（B）由来のエポキシ基を0.01～0.2個含み、

実質的に有機溶剤を含有せず、粘度が10～150mPa・sである、ことを特徴とする光硬化性接着剤に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、本発明は、ポリビニルアルコール系偏光子の両面が、光硬化性接着剤を硬化してなる接着層を介して保護フィルムでそれぞれ被覆されてなる偏光板であって、

前記光硬化性接着剤が、

多官能脂環式エポキシ化合物（A）と単官能グリシジル化合物（B）とを含むカチオン重合性成分及び光重合開始剤を含有する光硬化性接着剤であって、

前記カチオン重合性成分100重量%中に、前記多官能脂環式エポキシ化合物（A）を50重量%以上含み、

前記カチオン重合性成分100重量部中に、前記単官能グリシジル化合物（B）由来のエポキシ基を0.01～0.2個含み、

実質的に有機溶剤を含有せず、粘度が10～150mPa・sである、ことを特徴とする偏光板に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 6 】

また、エポキシ当量が大きくなると粘度が大きくなる傾向にあるので、単官能グリシジル化合物（B）としては、エポキシ当量が100～300（g/eq）程度のものが好ましい。

単官能グリシジル化合物（B）は、カチオン重合性成分100重量部中に、単官能グリシジル化合物（B）由来のエポキシ基が0.01～0.2個となる範囲で含まれ、エポキシ基が0.05～0.2個となる範囲で含まれることが好ましい。

単官能グリシジル化合物（B）由来のエポキシ基が0.01個未満、即ち、単官能グリシジル化合物（B）がほとんど含まれていないと、粘度低下効果がほとんど期待できない。一方、単官能グリシジル化合物（B）由来のエポキシ基が0.2個よりも多い、即ち、単官能グリシジル化合物（B）の含有量が多すぎると、硬化性が低下し、巻き癖を満足できない。